

中間報告に向けた検討の進め方

1. 中間報告の概要について

①中間報告の位置付け

- ・あくまで「中間」報告であり、分科会間の情報交換、意見交換を目的としたものです。報告内容は現時点で可能な範囲でかまいません。

②中間報告の発表者

- ・発表は各分科会の委員が行います。発表者は一人でも、複数でもかまいません。

③中間報告の討議内容

- ・各分科会の発表に対し全員で意見交換を行います。
- ・また、分科会間の横断的な検討課題等について意見交換を行います。

2. 中間報告書の作成について

- ・分科会ごとに、以下の手順で案を作成、確定します
 - これまでの分科会の検討結果を踏まえて事務局が案を作成し、委員全員に配布して意見を募ります。（意見は必ず中間報告書へ反映する文面も含めて具体的に示してください）
 - 寄せられた意見を整理した上で、発表者および希望者と事務局による打ち合わせを行い、中間報告書を検討、確定します。

<スケジュール>

- * 中間報告書案の委員への送付：12月4日発送
- * 中間報告書案への意見提出：12月11日締切
- * 発表者等による打ち合わせ：12月17、18日のいずれか
- * 中間報告会：12月21日

3. 第4回懇談会において検討、決定すべき事項

- ・中間報告の内容に関する検討の他、以下の事項について決定して頂きます。

<決定すべき事項>

- * 中間報告の発表者（発表者は、当日の発表とともに、中間報告書の検討に係る打ち合わせにおいて最終的な取りまとめをして頂きます）
- * 中間報告書案の検討に係る打ち合わせの日程
- * 中間報告会の全体討議における意見（他の分科会に投げかけたい事項や共通して大切にすべき事項等について意見があれば、分科会として取りまとめてください）